



# 宮 崎 県 公 報

令和4年11月28日(月曜日) 第361号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 告 示

- 指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定……………(障がい福祉課) 1
- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定( “ ” ) 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………(自然環境課) 1
- 保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明について……………( “ ” ) 2

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見(2件)……………(商工政策課) 2
- 土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) 2
- 土地改良区の土地改良事業計画変更の認可……………( “ ” ) 3

頁

- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定……………(農村整備課) 3
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………(管理課) 3
- 公共測量の実施の通知……………( “ ” ) 4

### 人事委員会公告

- 令和4年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(土木特別枠、農業土木特別枠))(第2回)の実施……………4
- 令和4年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(土木・農業土木・林業(社会人)))(第2回)の実施……………4

### 選挙管理委員会規程

- 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程……………4

### 選挙管理委員会告示

- 政党その他の政治団体の解散の届出……………6

## 告 示

### 宮崎県告示第 780号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和4年11月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
たたら薬局祇園町店	延岡市	薬局	令和4年11月1日
いざき調剤薬局NT	都城市	薬局	令和4年11月1日

### 宮崎県告示第 781号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和4年11月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
たたら薬局祇園町店	延岡市	薬局	令和4年11月1日
いざき調剤薬局NT	都城市	薬局	令和4年11月1日

### 宮崎県告示第 782号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和4年11月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 日向市・串間市・東臼杵郡美郷町(以上二市一町について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
日向市・東臼杵郡美郷町(以上一市一町について次の図に示す部分に限る。)
    - (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 宮崎市(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 潮害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐は、択伐による。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の

所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 宮崎市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 西臼杵郡高千穂町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県西臼杵支庁及び関係農林振興局並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 783号

保安林の指定施業要件の変更（令和4年宮崎県告示第727号）に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市の市役所又は町の町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年11月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

(1) 串間市役所

右松紘一、河野新助、岩満愛吉、岩満慶助、岩満丈吉、岩満他人、岩満寅三郎、岩満繁行、岩満万吉、岩満明人、岩満良士、岩崎岩己、岩崎忠士、橋口元市、橋口重利、橋口茂幸、橋口優、原田八重子、児玉善袈裟、若松律子、春日広次、春日今朝太郎、仁田禎藏、仁田被藏、竹井行正、中島敏、田中辰吉、日高雅義、日高義光、平塚健、平塚敦子

(2) 美郷町役場

遠山光治、熊澤為治、迫田才吉、福田清三郎、平田進

2 通知の要旨

(1) 保安林の指定施業要件を変更すること。

(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和4年宮崎県告示第727号によること。

公

告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年11月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カンナガーデン

延岡市愛宕町3丁目4588番1 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

令和4年10月13日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和4年11月28日から令和4年12月28日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、串間市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年11月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス串間店

串間市大字西方6809番2 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

令和4年10月13日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和4年11月28日から令和4年12月28日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、えびの市土地改良区（えびの市）から令和4年8月23日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和4年11月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、えびの市土地改良区(えびの市)の土地改良事業計画(維持管理事業)の変更を認可した。

令和4年11月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、後川内地区東平換地区県営土地改良事業(高原町、県営畑地帯総合整備事業(担い手育成型))に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年11月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 縦覧に供する書類

決定に係る換地計画書の写し

## 2 縦覧期間

令和4年11月28日から令和4年12月26日まで

## 3 縦覧場所

高原町役場農畜産振興課

## 4 その他

この公告に係る換地計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となる。)、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和4年11月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-2)第12851号	(株)河野住建	河野 哲也	宮崎県宮崎市田野町乙7727-2	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、内装仕上工事業	令和4年10月11日付で廃業した旨の届け	令和4年10月11日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-30)第13771号	(株)ADP	中田 英史	宮崎県宮崎市広島2-9-22	一般	とび・土工工事業、解体工事業	令和4年10月18日付で廃業した旨の届け	令和4年10月18日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-2)第14119号	(株)TOM開発	安藤 努	宮崎県宮崎市中西町2-14-1	一般	土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業、解体工事業	令和4年10月21日付で廃業した旨の届け	令和4年10月21日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-2)第14132号	マテリアルセンター(有)	川越 直子	東諸県郡国富町大字木脇字杭ヶ迫2458-1	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業、解体工事業	令和4年10月25日付で廃業した旨の届け	令和4年10月25日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第867号	(株)大洋商会	田中 洋希	宮崎県日南市上平野町1-3-5	一般	土木工事業	令和4年10月17日付で廃業した旨の届け	令和4年10月17日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-4)第2207号	(株)ヒラヌマ	平沼 正義	宮崎県宮崎市大塚町原ノ前1622	一般	板金工事業、ガラス工事業	令和4年10月13日付で廃業した旨の届け	令和4年10月13日(一部廃業)

宮崎県知事許可 (般-29)第 13704号	(株)たつや鋼建	橋本 辰弥	宮崎県都城市都原町5-5	一般	解体工事業	令和4年10月21日付けで廃業した旨の届け	令和4年10月21日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-1)第 13936号	展城工業(株)	小城 隆展	宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末7380-3	一般	鉄筋工事業	令和4年10月3日付けで廃業した旨の届け	令和4年10月3日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-3)第 14203号	スパークジャパン(株)	岡田 憲明	宮崎県宮崎市柳丸町85	一般	電気工事業	令和4年10月14日付けで廃業した旨の届け	令和4年10月14日 (一部廃業)

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和4年11月28日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量（路線測量）

2 作業地域

宮崎県小林市野尻町東麓

3 作業期間

令和4年11月2日から令和5年3月25日まで

人事委員会公告

令和4年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（土木特別枠、農業土木特別枠））（第2回）の実施について、職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号）第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和4年11月28日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

令和4年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（土木・農業土木・林業（社会人）））（第2回）の実施について、職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号）第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和4年11月28日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

選挙管理委員会規程

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和4年11月28日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

宮崎県選挙管理委員会規程第1号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（昭和58年宮崎県選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別記第24号の3様式（その1）中「㊟」を削り、同様式（その1）（注）3の次に次のように加える。

4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又は記名押印等による場合はこの限りではありません。

別記第24号の3様式（その2）中「㊟」を削り、同様式（その2）（注）を次のように改める。

（注）

1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又は記名押印等による場合はこの限りではありません。

別記第24号の3様式（その3）中「㊟」を削り、同様式（その3）（注）を次のように改める。

（注）

1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又は記名押印等による場合はこの限りではありません。

別記第24号の4様式（その1）中「㊟」を削り、同様式（その1）（注）4の次に次のように加える。

5 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又は記名押印等による場合はこの限り

りではありません。

別記第24号の4様式（その2）中「㊟」を削り、同様式（その2）（注）3の次に次のように加える。

- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又は記名押印等による場合はこの限りではありません。

別記第24号の4様式（その3）中「㊟」を削り、同様式（その3）（注）3の次に次のように加える。

- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又は記名押印等による場合はこの限りではありません。

別記第24号の6様式（その1）中「㊟」を削り、同様式（その1）（注）4(2)中「15,800円」を「16,100円」に改める。

別記第24号の6様式（その2）及び別記第24号の6様式（その3）中「㊟」を削る。

別記第24号の7様式（その1）中「㊟」を削り、同様式（その1）（注）4(2)ア中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同様式（その1）（注）4(2)イ中「375,500円」を「386,500円」に、「5円2銭」を「5円18銭」に改める。

別記第24号の7様式（その2）中「㊟」を削り、同様式（その2）（注）4(2)ア中「310,500円」を「316,250円」に、「525円6銭」を「541円31銭」に改め、同様式（その2）（注）4(2)イ中「573,030円」を「586,905円」に、「27円50銭」を「28円35銭」に改める。

別記第24号の8様式（その1）中「㊟」を削り、

「5 金融機関名、預金種別、口座番号及び口座名義人

同様式（その1）中	金融機関名		本・支店名		を
	金融機関コード		支店コード		
	預金種別		口座番号		
	フリガナ				
	口座名義人				

「5 金融機関名、預金種別、口座番号及び口座名義人

金融機関名		本・支店名		に改め、
金融機関コード		支店コード		
預金種別		口座番号		
フリガナ				
口座名義人				

6 担当者氏名及び連絡先

同様式（その1）（注）3の次に次のように加える。

- 3 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名又は記名押印等による場合はこの限りではありません。

別記第24号の8様式（その1）（別紙その2）中「一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との運送契約による場合」を「一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約による場合」に、「運送契約により」を「契約により」に改め、同様式（その1）（別紙その2）（2）の表中「販売金額(イ)」を「販売金額(ア)」に、「基準限度額(ロ)」を「基準限度額(イ)」に改め、同様式（その1）（別紙その2）（2）（注）2中「(イ)の(計)欄又は(ロ)の(計)欄」を「(ア)の(計)欄又は(イ)の(計)欄」に改め、同様式（その1）（別紙その2）（2）（注）4中「(イ)欄」を「(ア)欄」に改める。

別記第24号の8様式（その2）中「㊟」を削り、

「5 金融機関名、預金種別、口座番号及び口座名義人

同様式（その2）中	金融機関名		本・支店名		を
	金融機関コード		支店コード		
	預金種別		口座番号		
	フリガナ				
	口座名義人				

「5 金融機関名、預金種別、口座番号及び口座名義人

金融機関名		本・支店名		に改め、
金融機関コード		支店コード		
預金種別		口座番号		
フリガナ				
口座名義人				

6 担当者氏名及び連絡先

同様式その 2（注）3 の次に次のように加える。

4 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合には本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名又は記名押印等による場合はこの限りではありません。

別記第24号の8様式（その2）（別紙）（注）1（1）中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同様式（その2）（別紙）（注）1（2）中「375,500円」を「386,500円」に、「5円2銭」を「5円18銭」に改める。

別記第24号の8様式（その3）中「㊤」を削り、

「5 金融機関名、預金種別、口座番号及び口座名義人

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

同様式（その3）中

を

「5 金融機関名、預金種別、口座番号及び口座名義人

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

に改め、

6 担当者氏名及び連絡先

同様式（その3）（注）2の次に次のように加える。

3 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合には本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名又は記名押印等による場合はこの限りではありません。

別記第24号の8様式（その3）（別紙）（注）2（1）中「310,500円」を「316,250円」に、「525円6銭」を「541円31銭」に改め、同様式（その3）（別紙）（注）2（2）中「573,030円」を「586,905円」に、「27円50銭」を「28円35銭」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第17条第 1 項の規定により、政党その他の政治団体から解散の届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 11 月 28 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

1 解散届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
えびの市再生市民の会	増 田 博 美	令和 3 年 12 月 31 日